令和７年度 臓器提供施設連携体制構築事業公募要項

本事業は、脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設（以下、「拠点施設」という。）が、臓器提供の経験が少ない施設等（以下「連携施設」という。）に対して、臓器提供が可能な者を確実に把握し、適切に終末期医療の一環として臓器提供に関する説明を行い、脳死判定から臓器摘出までのマニュアル作成や人材育成等に対して助言するとともに、臓器提供が可能な事例が発生した際に、拠点施設と連携施設の間で医師、看護師、院内ドナーコーディネーター、検査技師、その他臓器移植に係る所定の研修を修了した者等の各職種が臓器提供の適応の判断、家族への臓器提供に関する説明や脳死判定等を支援することで地域における臓器提供体制の構築を図る。

臓器提供施設連携体制構築事業の実施に当たっては、「臓器移植対策事業費補助金交付要綱」及び「臓器提供施設連携体制構築事業実施要綱」に定めるものの他、本公募要項に定めるところによるものとする。

１．対象施設

本事業の補助対象は、「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針」（平成９年 10 月８日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）の第４に規定する事項を全て満たす施設であって、別紙「臓器提供施設連携体制構築事業における拠点施設に求められる要件」に沿って選定を行い、専門家・有識者等の第三者により構成される「臓器提供施設連携体制構築事業選定・評価に関する有識者会議」（以下「選定会議」という。）による意見も踏まえ、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室長が適当と認めたものとする。

２．事業内容

採択された施設は、「臓器提供施設連携体制構築事業実施要綱」の３において定める事業を行う。

３．実施期間、助成金額、事業実績報告

（１）実施期間

交付決定通知日から令和８年３月 31 日までの期間。

（２）補助金

令和７年度においては、別に定める「臓器移植対策事業費補助金交付要綱」に基づき、原則として、１施設当たり 10,000 千円の範囲内で、採択された施設に対し助成を行う。ただし、移植医療を専門的に支援する部署（以下、「移

植医療支援室」という。）を設置する場合は、1施設当たり 20,000 千円の範囲内で、採択された施設に対し助成を行う。

対象経費については、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託費とし、採択された施設に対し、補助を行う。

（３）事業計画

事業を円滑に実施するため、臓器提供施設連携体制構築事業に申請する施設は、事業内容の詳細な実施計画書を厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室（以下「移植医療対策推進室」という。）に提出することとする。

（４）事業実績報告

採択された施設は、事業実施年度内の指定された期日までに移植医療対策推進室に対して事業実績報告を行うこととする。また、移植医療対策推進室から採択された施設に対し、必要に応じて事業実績の詳細な報告を求めることがある。なお、補助金に係る事業実績報告書については、別に定める「臓器移植対策事業費補助金交付要綱」に基づき、別途提出することとする。

４．対象施設の選定方法

（１）審査方法

施設の選定については、移植医療対策推進室において、申請要件に該当することを確認した後、申請内容等を審査する。なお、審査にあたっては、選定会議を開催し、会議構成員の意見を踏まえて行う。

（２）審査手順

審査は以下の手順で実施する。

① 形式審査

提出された申請書類について、移植医療対策推進室において、申請要件への適合性について審査する。なお、申請の要件を満たしていないものについては、以降の審査対象から除外する。

② 書類審査

選定会議の構成員により、書類審査を実施する。

③ ヒアリング審査

必要に応じて、選定会議において申請者（代理も可）に対してヒアリング審査（オンライン）を実施する。

④ 採択

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、施設を採択する。

（３）審査結果の通知等

審査の結果については、選定会議における最終審査が終了次第、速やかに申請者に対して通知する。

５．申請

申請に当たっては、以下の事項を確認の上、別添の「臓器提供施設連携体制構築事業申請書」を作成し、提出すること。

（１）提出方法

①申請書類については、原則、電子メールにて提出期限までに提出すること。メールの件名は、「【〇〇（医療機関名）】令和７年度 臓器提供施設連携体制構築事業の申請書類について」とすること。

②やむを得ない場合は、直接持ち込みや郵送による提出でも差し支えない。なお、郵送の場合は、申請書類を封入した封書等の表に朱書きにて、「令和７年度 臓器提供施設連携体制構築事業申請書類在中」と明記すること。

③締切時間を過ぎてからの提出は認めない。

④理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めない。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

⑤提出書類については返却しない。

（２）留意事項

①提出書類に不備がある場合には、審査の対象とならないこともあるので、留意すること。

②申請は、個人ではなく機関（病院）として行うこと。

③同一法人内の複数機関においては、自ら調整し、１機関が代表して申請すること。

④厚生労働省の他の国庫補助を受けている施設は、他の事業において同一事項の活動を重複して実施することがないように留意すること。また、事業間の予算の流用は認めない。

（３）提出先

メールアドレス: ishokuchousa@mhlw.go.jp

郵送：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎５号館
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室

６．提出期限

令和７年３月 12 日（水）厳守（郵送の場合は期日必着とする）

７．選定に係るスケジュール（予定）

・３月 12 日　公募締切

・３月中旬～下旬　書面審査（審査後、ヒアリング実施の有無を通知予定）

・３月下旬　事業評価委員会・必要に応じてヒアリング審査

・ヒアリング後速やかに採択又は不採択の内示

・交付決定通知の送付

８．問合せ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室臓器移植係

TEL: 03-5253-1111（内線：2365）

メールアドレス: ishokuchousa@mhlw.go.jp

問合せ受付時間：平日午前 10 時～12 時、午後１時～５時

別紙

臓器提供施設連携体制構築事業における拠点施設に求められる要件

【診療体制等】

○ガイドラインに則った脳死判定医が２名以上常勤していること。

○院内ドナーコーディネーターを複数名設置すること。また、専任（※１）の院内ドナーコーディネーターを１名以上、移植医療支援室を設置する場合は、専従(※２)の院内ドナーコーディネーターを１名以上配置することが望ましい。なお、その院内ドナーコーディネーターは所定の研修（※３）を受講することが望ましい。

○移植医療支援室を設置する場合、地域で臓器提供の調整を行う職員を設置することが望ましい。

○脳死下及び心停止後臓器提供に携わった経験がある医師が常勤していること。（施設の脳死下及び心停止後臓器提供の経験についても評価の際に考慮する）

○法的脳死判定における脳波測定に熟練した検査技師（日本臨床神経生理学会専門技術師（脳波）等）が常勤していること。

○臓器摘出時にドナーの全身管理を行う麻酔科医等の医師を確保できること。

○診療担当チームとは別に、入院患者、家族の意思決定支援を行う役割のスタッフの育成に取り組む方針であること。

○移植医療支援室を設置する場合、レシピエントが決定される前に摘出臓器が移植に適しているか否かについて判断する移植専門医等が常勤していること。

○移植医療支援室を設置する場合、ドナーの HLA タイピングや感染症等の移植関連検査を行う検査技師（※４）を確保できることが望ましい。

○体制整備に際しては、「医療チーム」を設置することが望ましい。また、設置にあたっては、「臓器提供施設ハンドブック」(※５）を参照すること。

※１ 院内ドナーコーディネーターの「専任」とは、「専ら担当している」者であり、担当者となっていればその他の業務を兼任していても差し支えないが、就業時間の少なくとも５割以上は院内ドナーコーディネーターに関する業務に従事している必要があるものとする。

※２ 院内ドナーコーディネーターの「専従」とは、就業時間の少なくとも８割以上を院内ドナーコーディネーターに関する業務に従事している必要があるものとする。

※３ 日本集中治療医学会等による研修のことを指す。

※４ 認定 HLA 検査技術者の資格を有する者等

※５ 厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患等政策研究事業（移植医療基盤整備研究分野））「脳死下・心停止下

における臓器・組織提供ドナー家族における満足度の向上及び効率的な提供体制構築に資する研究」研究班監修

【他施設との連携等】

○脳死下及び心停止後臓器提供の経験が少ない複数（２施設以上）の施設との連携が可能であること。ただし、前年度に同事業を実施している場合は、連携施設数を拡充することが望ましい。

○連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供に係る院内体制充実のための技術的助言を行うこと。

○連携施設と定期的な合同カンファレンスを開催することが可能であること。

○連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供にかかるスタッフ（医師、看護師、検査技師、院内ドナーコーディネーター、事務職員等）の養成のための技術的助言を行うこと。

○拠点施設における脳死下及び心停止後臓器提供時、連携施設からの関係者の受け入れが可能であること。

○連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供時（時間外を含む）、連携施設への技術的助言やスタッフ派遣（脳死判定医を含む医師、看護師、検査技師、臓器摘出時の全身管理を行う医師、摘出臓器が移植に適しているか否かについて判断する医師等）を含む支援が可能であること。

○連携施設において、入院患者が器質的脳障害により深昏睡（GCS3）を認める状況となった場合、速やかに拠点施設に情報共有する体制を構築すること。また、その者が臓器提供の適応がある場合、臓器提供に関する説明の時期や環境整備等に必要な支援を早期から提供することができる体制を整備すること。その上で、院内ドナーコーディネーターと都道府県臓器移植コーディネーター等で連携の上、家族が臓器提供を希望した場合は、速やかに公益社団法人日本臓器移植ネットワーク等へ連絡すること。

○拠点施設は、連携施設から器質的脳障害により深昏睡（GCS3）を認める者の治療経過及び不可逆的全脳機能不全に至った場合の家族に対する選択肢提示の実施状況についての報告を受け、都道府県臓器移植コーディネーター等と当該報告内容を分析した上で、当該連携施設に対して、院内体制整備に関する技術的な助言をすること。また、連携施設からの報告件数、報告内容やその分析結果及び拠点施設から連携施設への技術的助言の内容等については、事業実績報告書とともに、別途指定する期日までに、移植医療対策推進室に報告すること。なお、拠点施設において選択肢提示を行った場合も、同様に、移植医療対策推進室に報告すること。

○地域における臓器提供体制の構築の観点から、近隣の医療機関と積極的に連

携すること。

【意思表示の確認】

○「臓器移植に関する４つの権利」（臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、臓器移植を受ける権利、臓器移植を受けない権利）を保持するため、臓器の提供に関する意思表示の有無を入院時等に確認する等、本人の意思を確実に確認できる体制を連携施設とともに検討し、実施に努めること。(GCS３レジストリ等で確認すること。)

以上